

倉吉市建設工事の予定価格の事後公表に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉吉市建設工事の予定価格の公表等に関する要領（平成19年1月4日施行）に規定する公表の対象及び公表の方法にかかわらず、建設工事の契約を締結しようとする場合における入札執行後の予定価格の公表（以下「事後公表」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後公表の対象)

第2条 倉吉市が発注する競争入札に付する建設工事のうち、次に掲げるものを対象とする。

(1) 予定価格が4,000万円以上の土木一般工事

(事後公表の周知)

第3条 事後公表の周知は、対象となる建設工事の入札に係る公募書類及び指名通知の予定価格欄に、事後公表の対象である旨を記載する方法により行う。

(事後公表の方法)

第4条 事後公表を行うものとした競争入札について落札者が決定したときは、速やかに予定価格の公表を市ホームページで掲載するものとする。

(入札手続き等)

第5条 入札に関する手続き等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札回数は3回までとし、初回の入札において予定価格に達しない場合は、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行うものとする。その際、初回入札で失格又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

(2) 工事内訳書の提出については初回のみとし、再度入札する場合は不要とする。

(3) 再度入札時には、初回入札での最低入札額を公表することとし、再度入札において当該最低入札額以上の入札は、無効とする。

(4) 再度の入札において落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札価格の応札者と随意契約に向けて協議を行うことができるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、事後公表の試行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月28日から施行する。